

【環境管理課②】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
95	3-66	表 3.2.7- 3(1)	大気質	NOx (ppm) の排出基準値に誤りがあるため、確認すること。	確認したところ、誤りがあります。準備書において修正いたします。	—	—
96	3-76	表 3.2.7- 16(1)	水質	環境基準について、大腸菌群数は大腸菌数に改正されているので確認すること。	確認したところ、誤りがあります。準備書において修正いたします。	—	—
97	3-79	表 3.2.7- 19(1)	水質	排水基準は許容限度とすること。六価クロムの許容限度に誤りがあるため確認すること。	確認したところ、誤りがあります。準備書において修正いたします。	—	—
98	6-1 ～ 6-6, 6-30 ～ 6-31	大気質の予測・評価手法 悪臭の予測・評価手法	大気質	大気質、悪臭の予測・評価に当たっては、対象事業実施区域周辺における気象の状況、地形等を適切に反映されたい。	地形の状況を考慮した予測・評価を実施するようにいたします。	—	—

【廃棄物対策課①】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
99	全般			最終処分場の環境影響評価にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」を踏まえて実施すること。	「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」を踏まえた調査計画としております。	環境影響評価方法書の内容は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針を踏まえて調査（現況把握、予測及び影響の分析）することが明確になつていないため、実際の調査にあたっては、同指針を踏まえて実施すること。	廃棄物処理施設生活環境影響調査指針を踏まえた調査を実施します。
100	2-61	2.4.11 廃棄物 処理計 画面	廃棄物	「当該工事に伴い生じる伐採木は、全て計画地内で破碎チップ化を施し法面緑化植生工に用いる。」とあるが、次の点に留意すること。 ・伐採木を全量利用できず、木くずを廃棄物として処理する場合には、廃棄物処理法に基づいて適正に処理すること。 ・木くずの破碎施設の設置に伴う騒音や振動等について、環境影響評価を実施すること。	全量チップ化を検討しておりますが、廃棄物とする場合は、廃掃法に従い手続きをおこないます。 木くずの破碎設備の騒音・振動については、環境項目の「騒音」「振動」の中で予測評価を行います。	—	—

【廃棄物対策課②】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
101	5-2	表5.2-1 本事業 で環境 への影 響を評 価する 項目の 選定	廃棄物	「環境影響要因：浸出液処理施設の稼働」において、浸出液処理施設の稼働により汚泥が発生するため、評価項目として廃棄物を選定すること。	環境項目「廃棄物」の「人の活動(浸出液処理施設の稼働)」として、評価いたします。	—	—
102	5-4 6-32	表5.3-1(2) 環境影響 評価項目 の選定、 除外理 由 表6.8-1 調査手 法(廃 棄物) 表6.8-2 予測手 法、評 価手法 等(廃 棄物)	廃棄物	工事中に濁水処理施設を設置する場合は、濁水処理施設の稼働により発生する汚泥についても考慮すること。	工事濁水などは、仮設沈砂・沈殿設備を設け、発生する汚泥・沈砂物は残土捨て場において乾燥及び改良をして残土と混合して対応いたします。	汚泥は産業廃棄物であるため、廃棄物処理法に従い適正に処理すること。	工事中に発生する濁水は、仮設沈砂池を設けて土砂を沈降させた後、堆積土砂を土捨て場へ搬出します。薬剤等による処理は行いませんので、汚泥処理には当たらないと考えています。
103	6-8	表6.2-1 調査手 法(水 質・底 質・地 質・地 下水)	水質	P.6-8の「調査地点」「(3)地下水の水質」と、P.6-10の「予測地点」「(3)地下水の水質」の地点数が異なっている理由を説明すること。	既往の調査結果が2地点あり、追加の2地点を新たに現地調査するため、調査地点は2地点、予測地点は4地点としております。	—	—
104	6-10	表6.2-2 予測手 法、評 価手法 等(水 質・底 質・地 下水)	水質	P.6-10の「環境影響要因」の内容がP.6-7、6-8、6-9と異なっている理由を説明すること。	P6-10の「環境影響要因」に誤植がありまして、準備書において修正いたします。	—	—

【薬水水道課】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
105	3-59	3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況 (3) 地下水の利用の状況	地下水	「概況調査地域における地下水の利用状況に関する統計はない。」と記載されているが、岐阜県公式ホームページに掲載している「岐阜県における水道の概況(令和4年度版)」において、ケベックの森専用水道の原水種別が深井戸とされていることから、水道法による専用水道に関する権限を有する高山市に確認が必要です。	ケベックの森専用水道・深井戸の位置を確認し、計画との関係を評価いたします。	—	—

【里川・水産振興課】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
106	3-59	表3.2.3-1	河川	表中の漁業の名称について、内共38号及び41号においては「ぶな」は含まれない。	準備書において修正いたします。	—	—
107	5-5	表5.3-1 (3)	触れ合い活動の場	人の活動において生態系に影響を及ぼす可能性があるのであれば、触れ合い活動の場(釣り)においても影響はあると思われる。	触れ合い活動の場(釣り)への影響については「最終処分場の存在」において評価することとしております。	—	—
108	6-44	表6.13-1	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場の調査について、遊漁の利用状況等の把握の際には、該当河川の漁業権者である各漁業協同組合に必ずヒアリングを行うとともに、資源特性についてもヒアリングすること。	準備書作成の段階でヒアリングをおこないます。	—	—

【森林保全課】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
109	5-3	5.3環境影響評価項目の選定・除外理由	地質	庄川町六所地区に存在する活断層「牧ヶ洞断層」について、関連調査項目の地象「断層」に選定しなかった理由を追記すること。	環境項目「地形・地質」においては、ご指摘の「断層」が特筆すべき地形・地質には該当しておりません。 一方、牧ヶ洞断層の地震動による影響は環境項目「地盤」の中で、地震による影響としてこれから検討していきます。以上の内容が分かるように、準備書にて詳細な記述をいたします。	—	—

【道路維持課】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
110	2-44	2.4.6 道路計画 (1) 搬入経路	搬入道路	施設への搬入に伴い(国)158号から(市)六厩5号線へ出入りする際に、セミトララーが安全に出入りできるか確認の上、必要に応じて交差点部の拡幅を実施すること。	東海北陸自動車道の工事車両のフルトララーの出入りを確認しており、搬入には支障ないと判断しております。	—	—
111	3-61	3.2.4 交通の状況 (1) 道路の状況	搬入道路	道路交通センサスは令和3年度のデータが公表されております。	準備書において最新のデータに修正いたしました。	—	—

【河川課①】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
112	2-52	流域面積算定 根拠	河川	「ピーク流量23,96m ³ /sを放流先狭小部の流下能力3,632m ³ /sに調整する。」について、ピーク流量、放流先狭小部の流下能力の算出根拠を示してください。	算定根拠は、事業計画書、添付書類3,6)流水流量計算書,(4)下流河川調査及び(5)洪水調整池の検討の項に記載のとおりであり、河川管理者である高山市から河川狭小部の選定に對する同意を得て(令和3年4月27日)、算定しています。 (資料別紙添付：第1回審査会資料5添付)	—	—
113	2-56	洪水調整池	調整池	「A池の構造概念図 必要調整容量V=77,900m ³ 堆砂容量V=4,300m ³ B池の構造概念図 必要調整容量V=37,100m ³ 堆砂容量V=2,600m ³ 」について、A及びB池の必要調整容量、堆砂容量の算出根拠を示してください。	—	—	—
114	2-59	放流河川等	河川	沈砂池から六厩川へ放流することについて、河川管理者と放流箇所との協議をしてください。 (協議済の場合は不要)	弊社所有地の水路に放流いたします。普通河川(範囲外)で在り、下流河川の管理者(市)と協議しておりますが、今後廃掃法上の設置許可申請時に他法令の許可及び申請を行うこととなると考えております。	「事業者の見解」にて「貴社所有地の水路に放流いたします」と回答をいただきましたが、P2-59には「六厩川へ放流」との記載があります。どちらが正しいでしょうか。六厩川の場合は県管理区間、県管理区間外どちらでしょうか。県管理区間の場合は河川管理者である岐阜県高山土木事務所と協議してください。	沈砂池からの放流は、六厩川の県管理区域となりますので、岐阜県高山土木事務所と協議します。

【河川課②】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
115	2-64	沈砂池	調整池	「管理事務所付近の開発行為に伴う流出量増加は、当該流域に占める流出量増加率が、1.0%未満となるため、林地開発許可審査基準、第2の4、細則14(1)に基づき、洪水調整池を設置する必要に当たらない。」について、洪水調整池の設置の必要性について、許可権者である高山市に確認してください。	洪水調整池設置の必要性については、岐阜県農政部飛騨農林事務所・森林保全課に確認し、森林法に基づく林地開発許可申請書の引きにより、検討しております。	洪水調整池の設置の必要性について、許可権者である高山市に確認してください。管理事務所の設置が「建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」に該当し、都市計画法上の洪水調整池を設置する必要はないでしょうか。	洪水調整池の設置の必要性について、高山市と協議を行います。
116	5-3	「水質・底質・地質・地下水」	水質	「工作物等の存在に伴う排水はないたため、選定しない。」について、管理棟からの排水は、「工作物等の存在に伴う排水」に該当しないでしょうか。	管理棟からの排水は浄化槽により適切に処理し排水するため「工作物等の存在に伴う排水」として選定しておりません。	—	—
117	6-7	「水質・底質・地質・地下水」の現地調査	水質	現地調査で、基準値を超過した場合は、河川管理者へ報告してください。	報告をさせていただきます。	—	—

【砂防課】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
118	2-11	2.4.4 施設設置計画の概要	地盤	当該事業により計画される埋立地、土捨て場、覆土仮置場の下流には、土砂災害防止法に基づく基礎調査において、土砂災害警戒区域等に指定予定の区域があるため、地域住民や高山市など関係者と十分協議し、理解を得た上で事業実施にあたってください。(別紙図参照:第1回審査会資料5添付)	今後、廃掃法上の設置許可と同時に関係法令の手続きの段階で、協議をおこないます。	—	—

【建築指導課】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
119	3-21	地盤の状況	地盤	<p><宅地造成及び特定盛土等規制法> ・令和5年5月に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域内に新たに指定された場合は、必要に応じて手続きを行うこと。許可を要する場合には、同法第13条及び第31条に基づく技術的基準等に適合する必要があるります。</p>	<p>当該計画は、宅地造成及び特定盛土等規制法制定以前の計画ですが、当該法令の制定に配慮した設計を実施しております。但し、今後、廃掃法の設置許可申請に合わせ他法令の検討・説明を実施いたします。</p>	—	—

【水資源課】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
120	目次	3.1.2(3)地下水の状況		<p>・P3-14には「(3)地下水水質の状況」と記載されており、項目名が整合していません。</p>	<p>準備書において整合いたします。</p>	—	—

【飛騨県事務所①】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
121	6-2	6.1大気 調査方法(3)地上気象(風向、風速)	大気質	<p>・資料調査のみで現地調査がないため、データを取得、分析することが重要であると考えます。</p> <p>理由) 岐阜県環境影響評価技術指針で、大気質の調査方法で現地調査を求めています。 当事業の計画地は、山腹の谷間、複雑で高低差や寒暖差のある地であり、長期間の埋め立て、機械の稼働、車両の運行等から、大気に放出される二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等(降下ばいじん)、廃棄物に含まれる各種物質、また6-30頁の悪臭物質が大気中に放出されることになり、これらが拡散する状況に予測を、できるだけ精密かつ正確に行うためには、天候、季節、風向、風速、気流の流れなどの項目を、計画地で1年以上大気質調査を行い、データを取得、分析することが重要であると考ます。</p> <p>※事例 山腹の事業場から少し離れた集落での悪臭苦情</p>	<p>気象(風向・風速)については、直近に気象庁の観測所(岐阜地方気象台六所)があるため、資料調査のみとしておりますが、指摘のとおり複雑な地形であるため、現地調査についても検討するよういたしました。</p>	<p>・岐阜地方気象台六所観測所は、事業場から離れていることから、精度の高いデータを取得、分析し環境影響評価をするためには、資料調査ではなく現地調査を実施すること。</p> <p>理由) 岐阜県環境影響評価技術指針では、大気質の調査方法で現地調査を求めています。 当事業の計画地は、山腹の谷間、複雑で高低差や寒暖差のある地であり、長期間の埋め立て、機械の稼働、車両の運行等から、大気に放出される二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等(降下ばいじん)、廃棄物に含まれる各種物質、また6-30頁の悪臭物質が大気中に放出されることになり、これらが拡散する状況に予測を、できるだけ精密かつ正確に行うためには、天候、季節、風向、風速、気流の流れなどの項目を、計画地で1年以上大気質調査を行い、データを取得、分析することが重要であると考ます。</p> <p>※事例 山腹の事業場から少し離れた集落での悪臭苦情</p>	<p>前回、回答させていただいたとおり、資料調査に加え、事業実施区域において、現地調査(気象、風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量)を実施します。</p>

【飛騨県事務②】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
122	6-2	調査地 域(2)沿 道環境 大気 状況	大気質	<p>・事業活動に伴う窒素酸化物等が合わせて発生している中で、その影響を予測調査する必要があると考えられます。</p> <p>理由) 運搬・作業車両から排出される排気ガスの窒素酸化物、硫酸酸化物、硫黄酸化物等が発生することから、その影響を予測調査する必要があると考えられます。</p>	<p>「沿道環境大気への影響」については、現況調査、予測・評価する計画としております。</p>	<p>・事業計画地への進入経路となる道路沿いの住宅地や別荘地、事業所等に発生しても、事業活動に伴う窒素酸化物等の発生に伴う影響を予測調査する必要があるため、事業実施区域周辺2地点以外に適切な調査場所や地点数を設定すること。</p> <p>理由) 運搬・作業車両から排出される排気ガスの窒素酸化物、硫酸酸化物等が発生することから、その影響を予測調査する必要があると考えられます。</p>	<p>現況については、現調査計画の沿道2地点の現況調査で把握できるものとして考慮されており、ご指摘のとおり、運搬・作業車両のルートにはその他の地区もあるため、飛騨清見IC南側に位置する清見町上小島、庄川IC東側に位置する庄川町黒谷付近に予測地点を設けます。</p>
123	6-7	6.2水 質・底 質・地 下水 調査手 法 調査期間	水質	<p>・河川水質の状況は、平水時に年4回となっているが、河川水質の変動を観測する必要があるため、観測回数を増やす必要があると考えます。</p> <p>理由) 庄川の六蔵は、県内でも有数の豪雪地帯で気温が低下する地域であるほか、様々な要因で採水が困難な場合や河川水質の変動が顕著な場合には、観測回数の増加(例：月1回)が必要と考えます。</p>	<p>本施設的设计をする段階において、河川水質の調査(生活環境項目：1回/月、健康項目：1回/月、準備書において、本方法書の調査結果に加え、設計時の調査結果を合わせて示すようにいたしました。</p>	<p>・河川水質の状況は、平水時に年4回となっているが、河川水質の変動を観測するため、方法書の調査として、観測回数を増やすこと。</p> <p>理由) 庄川の六蔵は、県内でも有数の豪雪地帯で気温が低下する地域であるほか、様々な要因で採水が困難な場合や河川水質の変動が顕著な場合に、要因や時期を調査するためには、観測回数の増加(例：月1回)が必要と考えます。</p>	<p>本施設的设计をする段階において、河川水質の調査(生活環境項目：1回/月、健康項目：1回/季節)を実施してまいります。</p>
124	6-7	調査手 法 調査地点	水質	<p>・調査地点は放流先河川の5か所ととなっているが、下流域に観測地点を増やす必要があると考えます。</p> <p>理由) 水質検査については、水素イオン濃度や生物化学的酸素要求量などの生活環境項目及びカドミウムや鉛などの健康項目ほかの調査を行うが、下流域の河川水質の予測評価するためには、観測地点を増やす必要があると考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、下流域に調査地点を設定するよういたします。</p>	<p>・調査地点は放流先河川の5か所となっていますが、下流域に観測地点を設定するのであれば、具体的な調査場所や地点数を明示すること。</p> <p>理由) 水質検査については、水素イオン濃度や生物化学的酸素要求量などの生活環境項目及びカドミウムや鉛などの健康項目ほかの調査を行うが、下流域の河川水質の予測評価するためには、観測地点を増やす必要があると考えます。</p>	<p>庄川町六蔵地区付近の1地点について追加します。</p>

【飛騨県事務所③】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
125	6-15 6-20	大気 騒音・振 動		<p>・事業実施区域の周辺には、集落や別荘地があり、主要搬入路も含め静穏な環境への影響が懸念されている。そのため、事業者等に対する運搬車両や機械設備からの騒音、振動、悪臭、粉じん等(降下ばいじん)の調査が必要と考へます。</p> <p>理由) 高速道路の延伸に伴う国道158号の交通量の増加に伴い、相当増えると考えられ、主要搬入道路も含めた地域住民、事業者等に対する運搬車両、作業車両や機械設備からの騒音、振動、悪臭、粉じん等(降下ばいじん)の調査が必要と考へます。</p> <p>また、現地は遮蔽物や暗騒音の少ない山間のため、山体による音の反射(やまびこ)や低周波振動など地域への影響調査が必要と考へます。</p>	<p>騒音・振動については、環境項目「騒音」・「振動」の工事の実施(建設機械の稼働、工事車両の走行)及び人の活動(埋立機械の稼働、浸出液処理施設の稼働、廃棄物運搬車両の運行)の中で評価する計画としております。なお、木くずの破砕設備は「建設機械の稼働」の中で予測・評価いたします。環境項目「大気質」の中で評価する計画としております。</p> <p>悪臭については、環境項目「悪臭」の「人の活動(廃棄物の存在・分解)」の中で評価する計画としております。</p>	<p>・事業計画地の周辺には、住宅地や別荘地、事業所があり、主要搬入路も含め静穏な環境への影響が懸念されています。そのため、事業計画地の工事期間や施設稼働時の騒音、振動等の影響を予測評価するための調査場所や地点数を設定すること。</p> <p>理由) 高速道路の延伸に伴う国道158号の交通量は、工事の実施や施設の稼働に伴い、相当増えると考えられ、主要搬入道路も含めた地域住民、事業者等に対する運搬車両、作業車両や機械設備からの騒音、振動、悪臭、粉じん等(降下ばいじん)の調査が必要と考へます。</p> <p>また、現地は遮蔽物や暗騒音の少ない山間のため、山体による音の反射(やまびこ)や機械設備からの低周波振動など地域への影響調査が必要と考へます。</p>	<p>大気質の現況については、現調査計画の2地点(六鹿地区及びケベツクの森との敷地境界付近)、また、騒音・振動の現況については、工事の影響、供用時の影響を考慮した4地点(埋立地付近、土捨場・覆土仮置場付近、出入口付近の敷地境界及び六鹿地区)で現況把握をすることとしており、現調査計画で現況を把握できるものと考へています。</p> <p>また、予測・評価については、大気質、騒音・振動ともに平面予測を実施する計画としており、対象事業実施区域周辺への影響を面的に予測できるものとして考へています。</p>
126	6-24	地盤		<p>指摘の点を考慮するために、予測項目で「埋立地」「覆土仮置場」「土捨場」を示し、それらの評価を、地震と豪雨、積雪の観点で行ってまいります。その結果を基に、準備書段階で説明させて頂きます。</p>	<p>・山腹の谷間を埋め立てる計画であり、豪雨や積雪等による崩落や地震による遮水シート等の損傷が懸念されています。そのため、想定外の豪雨や積雪時、地震時においても安定が確保されていることを調査のうえ、予測評価が必要と考へます。</p> <p>理由) 本調査項目は、地下水及び斜面の安定に係る項目ですが、令和3年豪雨時に熱海市で盛土による土石流が発生して以降、大規模盛土に対しては、地域住民の関心が高いことから、正確な土質定数による適正な安定計算を提示し、豪雨や積雪時、地震時においても安定が確保されていることを調査のうえ、予測評価が必要と考へます。</p> <p>また、飛騨古川付近から旧荘川村へかけての地域に分布する「国府断層帯」と呼ばれる断層群があり、事業実施区域内の近くに「牧ヶケ洞断層」に係る影響調査を行い、安全安心を担保することを考へます。</p>	<p>・山腹の谷間を埋め立てる計画であり、豪雨や積雪等による崩落や地震による遮水シート等の損傷が懸念されています。そのため、想定外の豪雨や積雪時、地震時においても安定が確保されていることを調査のうえ、予測評価が必要と考へます。</p> <p>理由) 本調査項目は、地下水及び斜面の安定に係る項目ですが、令和3年豪雨時に熱海市で盛土による土石流が発生して以降、大規模盛土に対しては、地域住民の関心が高いことから、正確な土質定数による適正な安定計算を提示し、豪雨や積雪時、地震時においても安定が確保されていることを調査のうえ、予測評価が必要と考へます。</p> <p>また、飛騨古川付近から旧荘川村へかけての地域に分布する「国府断層帯」と呼ばれる断層群があり、事業実施区域内の近くに「牧ヶケ洞断層」に係る影響調査を行い、安全安心を担保することを考へます。</p>	<p>技術というものは「リスクを最小化する」と言うことに留まり、絶対的な安全を確保することは不可能です。したがって、「想定外」ということが、「より良いものをつくる」という意味であると解釈されますと、当然のことながら、改正された盛土等規制法を踏まえ、以下の点についての予測・評価を実施します。</p> <p>・当該地に影響を及ぼすであろう活断層等による大規模地震の影響を考慮し耐震性に配慮した過去の最大規模の降雨を考慮した安全性</p> <p>また、地盤定数については、準備書において適切性を説明しますが、当該地は大規模な盛土となるため、条例アセスの「事後調査」等を利用し、試験施工についても検討していく予定で</p> <p>す。なお、条例アセスの事後調査については、準備書提出の段階で提案しま</p>

【飛騨県事務所④】

No.	頁	箇所	項目	事前意見 (9/2)	事前意見に対する事業者見解 (9/12)	事業者見解に対する追加意見 (10/4)	追加意見に対する事業者見解 (10/7)
127	6-30	6.7 悪臭	大気質	<p>・悪臭は発生源に加え、6-2頁の大気質の影響をうけることから、大気質の現地調査は必要であると考えます。</p> <p>理由) 特定悪臭物質(アンモニア、硫化水素、アセトアルデヒド等(22項目))の敷地境界における調査及び臭気指数による調査を行うことが、悪臭は大気質の影響を受けて漂うことから、その影響を調査する必要があります。</p> <p>・事業活動に伴う硫化水素等が発生しているため、その影響を予測調査する必要がありますと考えます。</p> <p>理由) 埋め立てごみからは硫化水素等が発生することから、その影響を予測調査する必要がありますと考えます。</p>	<p>気象調査については、現地調査の追加を検討いたします。埋立ごみからの悪臭の影響については評価する計画としております。</p>	<p>・悪臭は発生源の敷地境界付近に加え、気流や風の影響を受けて事業計画区域周辺の公害苦情となることから、大気質の現地調査を実施のうえ、予測評価すること。</p> <p>理由) 特定悪臭物質(アンモニア、硫化水素、アセトアルデヒド等(22項目))の敷地境界における調査及び臭気指数による調査を行うことが、悪臭は大気質の影響を受けて漂うことから、その影響を調査する必要があります。</p> <p>・事業活動に伴い埋め立て処分場からは硫化水素等が発生することから、事業実施区域の敷地境界2地点以外に適切な調査場所や地点数を設定し、その影響を調査予測評価すること。</p> <p>理由) 埋め立てごみからは硫化水素等が発生することから、その影響を調査し予測する必要があります。</p>	<p>・大気質の現況については、2地点(六所地区、ケベックの森との敷地境界)、悪臭についても2地点(西側(六所地区側)、北側(ケベックの森との敷地境界))で現況調査を実施します。</p> <p>また、気象調査についても資料調査に加え、現地調査を実施します。</p> <p>・悪臭については、現況において発生源が存在しないため現計画の2地点(西側(六所地区側)、北側(ケベックの森側)の敷地境界)で現況を把握できるものと考えていますが、土捨て場・覆土仮置場付近の敷地境界に1地点追加します。</p>
128	6-35 6-40 6-43	6.10 動物 6.11 植物 6.12 生態系	生態系	<p>・事業計画地周辺地域の調査範囲が基本となっており、地域の生態系を考慮して面積を拡大し、くまなく調査を行い、種の保存を行う必要があると考えます。</p> <p>理由) 事業計画地周辺はもちろんのこと、貴重な動物や動植物の状況は、動植物の移動や繁殖等を考慮し、調査範囲を拡大する必要があります。</p>	<p>調査範囲拡大の方向で検討するよういたします。ただし拡大範囲については調査を進めながら必要に応じ検討いたします。</p>	<p>・動植物等の調査対象範囲は、事業計画地周辺地域となっており、絶滅危惧種や希少種等の調査については、地域の生態系を考慮して面積を拡大し、種の保全対策を行うこと。</p> <p>理由) 事業計画地周辺はもちろんのこと、貴重な動植物や動植物の状況は、動植物の移動や繁殖等を考慮し、調査範囲を拡大する必要があります。</p>	<p>審査会において、南側の沢に貴重種(昆虫)が存在するとの意見も出ており、現調査計画の範囲を拡大し、南側の沢付近についても現地調査(任意踏査)を実施します。</p>